

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第3部門第2区分  
 【発行日】平成29年5月25日(2017.5.25)

【公表番号】特表2016-518358(P2016-518358A)  
 【公表日】平成28年6月23日(2016.6.23)  
 【年通号数】公開・登録公報2016-038  
 【出願番号】特願2016-507694(P2016-507694)  
 【国際特許分類】

A 6 1 K 38/00 (2006.01)  
 A 6 1 K 47/32 (2006.01)  
 A 6 1 P 43/00 (2006.01)  
 A 6 1 P 9/00 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/713 (2006.01)  
 A 6 1 K 31/7088 (2006.01)  
 C 1 2 N 15/09 (2006.01)  
 C 0 7 K 14/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 37/02  
 A 6 1 K 47/32  
 A 6 1 P 43/00 1 1 1  
 A 6 1 P 9/00  
 A 6 1 K 31/713  
 A 6 1 K 31/7088  
 C 1 2 N 15/00 Z N A A  
 C 0 7 K 14/00

【手続補正書】

【提出日】平成29年4月3日(2017.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のpHにおいて正電荷を有するカチオン性活性剤と、  
 前記所定のpHにおいて負電荷を有するアニオン性ポリマーとを含み、  
前記所定のpHにおいて、静電結合が前記活性剤と前記ポリマーとを破壊可能に結合してい  
 る組成物。

【請求項2】

前記カチオン性活性剤がペプチドを含む請求項1に記載の組成物。

【請求項3】

前記ペプチドがMAPKAPキナーゼII阻害ペプチドを含む請求項2に記載の組成物。

【請求項4】

前記ペプチドが配列番号1～4から選択される1以上の配列を含む請求項2に記載の組成物。

【請求項5】

第2の活性剤を更に含む請求項1～4のいずれか1つに記載の組成物。

【請求項6】

前記第2の活性剤が(a)ペプチド、ポリヌクレオチド及びそれらの組合せから選択されるか、又は(b)siRNA、DNA及びそれらの組合せから選択される請求項5に記載の組成物。

【請求項7】

前記アニオン性ポリマーが、(a)ポリ((C<sub>1</sub>-C<sub>6</sub>)アルキル-アクリル酸)、ポリ((C<sub>1</sub>-C<sub>6</sub>)アルキル-メタクリル酸)、ポリ((C<sub>1</sub>-C<sub>6</sub>)アルキル-エタクリル酸)若しくはそれらの組合せを含むか、(b)ポリ(プロピルアクリル酸)(PPAA)を含むか、(c)親水性ブロックを更に含むか、又は(c)ポリエチレングリコール(PEG)、N-(2-ヒドロキシプロピル)メタクリルアミド(HPMA)、ポリ(N,N-ジメチルアクリルアミド)(pDMA)、ポリ(PEGメタクリレート)(pPEGMA)若しくはそれらの組合せを含む親水性ブロックを更に含む請求項1~6のいずれか1つに記載の組成物。

【請求項8】

前記所定のpHが6.5~8である請求項1~7のいずれか1つに記載の組成物。

【請求項9】

前記カチオン性活性剤とアニオン性ポリマーとの間の静電結合が活性化pHにおいて破壊され、任意に該活性化pHが6.5以下であり得る請求項1~8のいずれか1つに記載の組成物。

【請求項10】

アニオン性ポリマー：カチオン性活性剤の電荷比が10:1~1:10であり、任意に該アニオン性ポリマー：カチオン性活性剤の電荷比が1:3であり得る請求項1~9のいずれか1つに記載の組成物。

【請求項11】

所定のpHにおいて正電荷を有する複数のカチオン性活性剤と、前記所定のpHにおいて負電荷を有する複数のアニオン性ポリマーとを含み、前記所定のpHにおいて、前記複数のカチオン性活性剤及び前記複数のアニオン性ポリマーは、該複数のアニオン性ポリマーに静電結合した該複数のカチオン性活性剤を含むポリプレックスを形成している請求項1~4のいずれか1つに記載の組成物。

【請求項12】

前記ポリプレックスが50nm~500nmのサイズを有する請求項11に記載の組成物。

【請求項13】

請求項1~12のいずれか1つに記載の組成物と、医薬的に許容される担体とを含む医薬組成物。

【請求項14】

請求項1~12のいずれか1つに記載の組成物を含む血管グラフト。

【請求項15】

血管の病的状態を治療する医薬であって、該血管の病的状態が任意に内膜過形成であり得る医薬の製造における請求項1~12のいずれか1つに記載の組成物の使用。